

「新しいくまもと創造に向けた基本方針」(素案)に関する御意見の概要及び県の考え方について

No	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱
<b>全般</b>			
1	<p>現在、情報通信技術の高度化、国際化等により、消費者を取り巻く社会経済情勢及び消費者の消費生活は大きく変化している。さらに熊本県においては、熊本地震、令和2年7月豪雨に続き、新型コロナウイルス感染症の影響で、県民の生活は、未だかつてない不安定な状態に陥っていると感じている。新しい生活様式への速やかな対応が望まれているが、多くの県民は戸惑っているのではないかと。</p>	<p>新しいくまもと創造に向けた基本方針は、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症、熊本地震というトリプルパンチに見舞われる中で、県政運営の大きな取組みの方向性を県民の皆様にお示しするものです。 2つの災害と新型コロナウイルス感染症という喫緊の課題への対応に、将来に向けた地方創生の取組みを加えた「4つの柱」に沿って、県民の皆様とともに着実に取組みを進めて参ります。</p>	参考
2	<p>多くの県民は、安全・安心な生活が確保されるならば、魅力ある地域と感じ、若者は地元定着の選択をする事であろう。豊富な若者人口があれば、次世代を担う人材は、自然と育成されていく事になるのではないかと。</p>	<p>新しいくまもと創造に向けた基本方針では、「4 将来に向けた地方創生の取組み」の中で、「施策2 若者の地元定着と人材育成」「施策3 安全・安心な社会の実現」を掲げています。 頂いた御意見を踏まえ、将来にわたって、県民が安全・安心で豊かに住み続けられる社会の実現に向け、取組みを進めて参ります。</p>	参考
<b>第1章 本県を取り巻く社会情勢</b>			
3	<p>P7において人口動向が示され、県民の結婚、出産、子育てに関する希望の実現により2060年に140万人程度とする展望が示されているが、具体的な方針、戦略が分かりにくく感じる。</p>	<p>人口減少が本県の将来に与える影響を抑えるためには、出生数が増える環境をつくり、人口移動による社会減を減らすことによって人口減少に歯止めをかける必要があります。そのため、雇用の創出や安心して暮らし続けられる地域づくりなど、第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる具体的な地方創生の取組みを進めて参ります。</p>	参考
<b>第4章 「新しいくまもと」の創造に向けた取組み (消費者行政について)</b>			
4	<p>現在はコロナ禍のステイホームの中でネットを利用する人が増えており、これに伴う消費者トラブルや詐欺事件が増えていると報道されている。また、コロナ禍で職を失った人をターゲットに内職などの仕事をエサにして金銭を騙しとる詐欺なども懸念される。さらに、今後は経済的に困窮する人が増える可能性があり、多重債務などの金銭トラブルも増えることが予想される。 一方、成年年齢の引き下げに伴い、18歳や19歳の契約トラブルが増えることも予想される。 県民生活の安全安心を確保するためには、消費者行政の役割が極めて重要であり、県として積極的に取り組んでいただきたい。また、基本方針においても、県として消費者行政に積極的に取り組むことを明記していただきたい。 【同様の御意見全7件】</p>	<p>御意見のとおり、消費者行政の役割は重要であり、昨今の情勢を踏まえ、「4 将来に向けた地方創生の取組み」-「施策3 安全・安心な社会の実現」に記載しました。また、基本方針に沿って実施する具体的な施策を取りまとめた「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも次のとおり記載しました。  P37 県民が安全・安心に暮らせるよう、消費者被害の未然防止と早期救済のための取組みを推進します。また、自ら考え、意思決定し、行動できる消費者を育成するために、ライフステージに応じた体系的な消費者教育に取り組めます。  頂いた御意見を踏まえ、現在策定中の「第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」に基づき、県民の消費生活の安定と向上のための施策を進めて参ります。</p>	反映
5	<p>健康で安全かつ豊かな生活の実現のために何が必要なのだろうか、日々の暮らしにおいて安心し暮らし続けるには、消費者行政の役割は極めて重要ではないかと。 【同様の御意見全3件】</p>	<p>本県では、県消費生活センターにおいて消費者からの相談に対する助言・あっせん等を行うとともに、消費者被害情報の提供や啓発の実施により消費者被害の未然防止と早期救済を図っています。 頂いた御意見を踏まえ、県民の皆様の消費生活の安定及び向上に向け、消費者行政を推進して参ります。</p>	参考
6	<p>日本経済は自由で公平な取引による市場経済によって成立しており、健全な発展を図るためには、市場の信頼性が必須条件となっている。もし、その信頼性が失われれば健全な経済の発展は困難となる。従って、不良品を騙して売りつけるような悪質事業者を市場から排除し、消費者に対して誠実に取り組んでいる善良な事業者が正当に評価されるような市場、社会を構築することが非常に重要である。 その役割を担うのが消費者行政である。消費者安全法では、消費者行政に関する都道府県の責務について、広範囲にわたって明記されており、市町村の支援も含め、県の果たすべき役割は非常に重要である。</p>	<p>本県では、熊本県消費生活条例等関係法令に基づき、不当な取引行為や消費者に誤認を与える恐れがある表示に対して行政指導や改善要求を行っています。また、市町村の行政職員や消費生活相談員を対象とした研修会や、個々の相談事案への助言など、市町村における相談機能の強化支援を行っています。 頂いた御意見を踏まえ、市町村と連携し、法令に基づき指導・処分等を適切に行い、消費者取引の適正化や適正な表示の確保等に努めて参ります。</p>	参考

「新しいくまもと創造に向けた基本方針」(素案)に関する御意見の概要及び県の考え方について

No	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱
7	<p>消費者行政の仕事は極めて幅広く、事業者に対しては、悪質事業者の行政指導、処分はもちろん、法律知識のない事業者が法を守るようにアドバイスをする役割もある。</p> <p>一方、消費者に対しては、既に発生したトラブルによる被害の回復はもちろんであるが、さらなる被害を未然に防ぐための県民への情報提供も重要である。</p> <p>さらに、広く県民へ消費者教育を進めるとともに、消費者を守るため必要な法律の改正に向けて被害の実態を関係行政機関へ周知するなど、非常に幅広い役割が求められている。</p>	<p>本県では、県民からの契約トラブル等の相談を受け、事業者に対し行政指導や改善要求を行うとともに、適格消費者団体との相互連携を進め、消費生活の安全・安心確保に取り組んでいます。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、悪質な事業者への適切な指導・処分や消費者に対する情報発信に努めるとともに、消費者庁との情報共有を図ります。</p>	参考
8	<p>成年年齢の引き下げにより、18歳以上では親の契約取消権がなくなるため、この年代の消費者トラブルが多発することも懸念されており、現在、高校などでの消費者教育が急務となっている。</p> <p>このように、広く熊本県民の生活の安全安心を図るうえで、消費者行政の役割は極めて重要である。</p>	<p>本県では、成年年齢の引き下げに伴う若年者(高校生、大学生等)への消費者教育に特に力を入れて取り組んでいます。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、現在策定中の「第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」の重点施策に基づき、高校生、大学生等を対象とした消費生活教育の一層の推進を図って参ります。</p>	参考
9	<p>ごく少数ではあるが、消費者行政への理解が不十分な地方自治体においては、消費生活相談の業務を外部委託している団体が存在しているが、言語道断である。</p> <p>悪質事業者に適切に対応するためには、法律に基づいて、事業者を指導し、処分することが非常に重要である。</p> <p>この点、業務委託の場合は、相談窓口と法執行の担当者が同時並行で動くことが事実上困難なため、事業者へのアドバイスや指導が十分に行われておらず、行政処分にも時間がかかり、悪質事業者が極めて活動しやすい環境になっている。</p> <p>実際、業務委託している地方自治体では、悪質事業者が契約の取り消しに応じ、被害が回復されるケースは少ない。</p> <p>それは、業務委託先には法執行の権限がないことを悪質事業者が知っているからであり、消費者被害を救済するうえでの大きな障害となっている。</p>	<p>本県では、複雑化・多様化する消費生活相談に対応し消費者被害の未然防止と救済を図るため、県消費生活センターの専門性を発揮するとともに、消費者にとって最も身近な行政機関である市町村の相談機能強化支援に取り組んでいます。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、適切な相談対応と事業者指導等に努めて参ります。</p>	参考
10	<p>県民全体が商品選択に際し、エシカル消費や食品ロスに則した消費行動も必要。例えば、消費者が地産地消の農作物を購入することは、県が推進するグリーン農業運動を後押しすることに繋がり、ひいては熊本の宝である地下水保全活動の一翼を担うことになるであろう。</p>	<p>本県では、地産地消への理解促進や県産農産物等の利用促進、地下水と土を育む農畜産物の購入機会拡大等に取り組んでいます。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、エシカル消費や食品ロス削減の推進など、持続可能な社会の実現に向けた取組みを推進して参ります。</p>	参考
(労働者の処遇改善について)			
11	<p>若い人たちが、誰でも結婚でき、子どもを産み・育てるためには、労働者の処遇改善(特に所得底上げ)が必要であり、そのことの記載を充実していただきたい。</p>	<p>賃金関係を含めた労働者の処遇向上については、ブライト企業制度やよかボス企業の取組みの積極的な周知・拡大等により推進して参ります。</p> <p>御意見を踏まえ、「4 将来に向けた地方創生の取組み」-「施策2 若者の地元定着と人材育成」に記載しました。また、基本方針に沿って実施する具体的な施策を取りまとめた「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも次のとおり記載しています。</p> <p>P35 ブライト企業制度やよかボス企業の取組みの積極的な周知・拡大を引き続き図ること等により、県内企業の魅力を高め、認知度を上げるとともに、都会と比べて可処分所得が実質的に大きく、結婚、子育て等の希望を実現できる「熊本ライフのすばらしさ」を発信します。また、県内企業の福利厚生の実施や採用活動の支援を行い、若者の地元定着を推進します。</p>	反映

「新しいくまもと創造に向けた基本方針」(素案)に関する御意見の概要及び県の考え方について

No	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱
(海外からの誘客促進策について)			
12	<p>熊本城修復に参加する旅行者を誘致。参加者には自分の署名を石垣の石に刻印できるオプションを与える(一例として)。中長期滞る旅行者には熊本市のフリーツアーのガイドをできるオプションを提供(現在、世界各地でフリーツアーが流行、無料ツアーだが、ガイドは1回5万円程度のチップ収入あり)。</p>	<p>御意見のとおり、文化財の修復過程を観光の素材とすることは新たな試みと考えます。そのような観点から、熊本城では、復旧過程を間近に見学できるよう特別見学通路が設置されました。 参加者の安全や文化財保護の点からの制約もありますが、頂いた御意見を参考に、海外からの誘客を含め、観光施策を推進して参ります。</p>	参考
13	<p>古民家のリフォーム体験と民泊。参加者は古民家のリフォームに参加できる。完成時にはゲストハウスとして再生。あるいは参加者が購入、投資し、宿泊料を受け取るオプションを提供。廃屋対策としても有効。 海外には歴史のあるおしゃれな建造物を転用した宿(日本だったらお寺、宿場町の本陣の建物など)に一泊100万円くらいは支払う富裕層は多数いるので、検討しても面白そうである。古民家ゲストハウスでは熊本産イグサスイーツなどプロモートしたい産品を展示、提供する。</p>	<p>観光産業は幅広い分野に経済効果が及ぶ裾野の広い産業であるため、本県では、県経済をけん引する成長産業としての基幹産業化を目指し、取組みを進めています。 御意見のとおり、魅力ある地域資源を活かした取組みは、交流人口の拡大に有効と考えます。頂いた御意見を参考に、今後の観光施策を推進して参ります。</p>	参考
14	<p>畳製作レッスンと畳の輸出。海外で人気がある畳の製作を学べる機会を提供。作った畳は自国に持ち帰ることができる。またレッスンを受講者は熊本公認“Tatami Master”として、各国で熊本産の畳の設置、畳作りを教えることができる。</p>	<p>本県では、県産木材と畳が連携した「和室」の輸出展開やミニ畳制作体験への取組みを支援しています。 頂いた御意見は、今後の県産畳表産地の振興、観光施策の参考とさせていただきます。</p>	参考
15	<p>農家のファームステイと国際交流。インバウンドの若者旅行者をメインターゲットとして農家で仕事を手伝い、宿泊と食事、多少のお小遣いを与える。英語学校などと提供し、日本人の若者ボランティアを募り、通訳のサポートをしてもらいながら、一緒に生活し、働く機会を提供。</p>	<p>本県では、農業・農村体験を通して農業の楽しさを広める活動や、農山漁村に滞在して様々な活動を体験する農泊の取組みを進めています。 頂いた御意見を参考に、今後も取組みが継続的に行われるよう、地域ぐるみの取組みを推進するとともに、SNS等を活用した効果的な情報発信、海外からの誘客を含めた観光施策に取り組んで参ります。</p>	参考
第6章 適切な行財政運営、県と市町村との連携			
16	<p>「適切な行財政運営」についての記載があるが、このことは計画全体が進むために極めて重要な事項であり、着実な改善が必要。そのためにも重要業績評価指標(KPI)を掲げるべき。特にスクラップ&amp;ビルドについては財政面だけで記載してあるが、真に重要な取組みを進めるためには行政体制面でも不可欠。 KPIの設定が難しいと思うが、予算、事務事業の両面それぞれに、スクラップ&amp;ビルド状況について、アンケートによる職員の感じ方を指標として示してはどうか。</p>	<p>新しいくまもと創造に向けた基本方針は、本県が令和5年度(2023年度)までに重点的に推進する取組みの方向性を示すものであり、個別の施策に係るKPIは設定しておりません。 行財政運営については財政面、行政体制面ともに着実に取組みを進め、その状況は、県ホームページに掲載する等で県民の皆さんへお知らせして参ります。</p>	参考